

消防計画

令和 年 月 日作成

第 1 章 目的及びその適用範囲

1 目的

この計画は、_____の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

2 消防計画の適用範囲

この計画は、_____に勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

第 2 章 防火管理者の権限と業務

1 防火管理者の権限と業務

防火管理者は_____とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
 - (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
 - (4) 防火対象物の法定点検の立会い
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
 - (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (7) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
 - (8) 収容人員の適正管理
 - (9) 従業員に対する防災教育の実施
 - (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
 - (11) 管理権原者への提案や報告
 - (12) 放火防止対策の推進
 - (13) その他
-
-

第 3 章 消防機関との連絡等

1 消防機関への報告及び連絡

防火管理者は、防火管理の適正を図るため、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導及び教育訓練指導の要請
- (3) 消防訓練の実施計画及び実施結果の報告
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

- (1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等・特殊消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第4章 火災予防上の点検・報告

1 火元責任者の業務

火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理
- (2) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (3) 担当区域内の消防用設備等・特殊消防用設備等の維持管理
- (4) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (5) 防火管理者の補佐
- (6) その他防火管理について必要な事項

2 自主点検検査の実施

自主点検検査は、別紙に定める点検検査表に基づき、次表により実施する。

(1) 建物等の自主検査

検 査 対 象	検 査 実 施 時 期	検 査 員
建 物		
火気使用設備器具		
危険物施設等		
電 気 設 備		
消 火 設 備		
警 報 設 備		
避 難 設 備		

(2) 消防用設備等の点検

設置消防用設備等名称	実 施 予 定 月		点 検 員 等
	機 器 点 検	総 合 点 検	
			点検契約社名

3 点検検査結果の記録及び報告

防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火管理維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の機器、総合点検の点検結果については、____年1回____月、消防長又は消防署長に報告する。また、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図る。

第5章 厳守事項

1 従業員の遵守事項

_____に勤務するすべての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や避難口、階段、通路などの周辺には物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、閉鎖障害となる物品を置かないこと。
- (3) 火気設備器具の周辺はよく整理整頓し、燃えるものを接して置かないこと。
- (4) 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。
- (5) 従業員等の喫煙は指定された場所で行い、必ず吸殻入れ等を用いて喫煙すること。
- (6) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に燃えるものを置かないこと。
- (7) 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。
- (8) 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。
- (9) 建物内外の整理整頓を行い、ごみや段ボール箱など燃えやすいものは決められた時間以外は外に出さないこと。
- (10) 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。
- (11) 火元責任者は担当区域の火気の状況について、責任を持って管理すること。
- (12) その他

2 防火管理者への連絡事項

次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

3 収容人員の管理

防火管理者は、次に掲げる事項を従業員に周知し遵守させる。

- (1) 常に収容能力を把握し、過剰な人員が出入りしないように努める。
- (2) 催事等により混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、誘導員等の配置など必要な措置に努める。
- (3) その他収容人員の適正化に関すること。

4 工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事を行い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

5 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

第6章 自衛消防組織等

1 自衛消防の組織と任務分担

_____の自衛消防組織として_____を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表1のとおり指定する。

2 自衛消防活動

火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡、消火活動、避難誘導及び応急救護は下記の基準により行動する。

(1) 通報連絡係

- (ア) 火災が発生したときには、各通報連絡係又は火災を発見したものは、119番通報するとともに、周囲の者に連絡する。
- (イ) 放送設備等により、出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
- (ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- (エ) その他

(2) 初期消火係

- (ア) 初期消火係は出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- (イ) 初期消火係は、近くにある消火設備を用いて消火する。

(3) 避難誘導係

- (ア) 避難誘導係は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- (イ) 放送設備、拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- (ウ) 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。
- (エ) 避難誘導係は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- (オ) その他

(4) 応急救護係

- (ア) 応急救護係は負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- (イ) 応急救護係は負傷者の氏名、程度など必要事項を記録する。
- (ウ) その他

3 避難経路図等

防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を別表2により作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第7章 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL _____ 氏 名 _____

1 休日、夜間に在館者がいる場合

- (1) 休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
- (2) 休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で、通報連絡、初期消火、避難誘導、消防隊への情報提供等の初動措置を行う。

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間で建物内が全く無人となる場合の対策は、次のとおりとする。

(1) 防火管理業務を委託により行う場合

防火管理の委託状況については次表のとおりとする。

委託方式		☐ 常駐	☐ 巡回	☐ 遠隔移報	☐ 全部
委託先	氏名(名称)				
	住所(所在地)				
	電話番号				
	内 容				

(2) 防火管理業務を委託しない場合

付近の勤務者への連絡体制については次表のとおりとする。

連絡先	①	役 職		住 所	
		氏 名		電話番号	
	②	役 職		住 所	
		氏 名		電話番号	
	③	役 職		住 所	
		氏 名		電話番号	

- (3) 休日、夜間において無人となる場合、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8章 地震対策

1 日常の地震対策

防火管理者は、地震時の災害を予防するため、次の項目を実施する。

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。
- (3) 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (5) その他

.....
.....

2 地震後の安全措置

各火元責任者は、地震後、建物及び火気設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後に使用を開始すること。

3 持ち出し品

地震時の非常用物品を次表のとおり確保し、有事に備えるとともに定期的に点検整備を実施する。

階	場 所	持ち出し品	備 考

4 地震時の活動

地震時の活動は、次の事項について行い、一時避難場所は_____とする。

(1) 情報収集等

- (ア) テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報を全従業員に知らせる。
- (ウ) その他

(2) 救出、救護

- (ア) 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
- (イ) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- (ウ) その他

(3) 避難誘導等

- (ア) 各避難誘導担当は、従業員及び本対象物に出入りする者の混乱防止に努める。
- (イ) 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。
- (ウ) その他

(4) 通報連絡及び消火活動にあつては、〔第6章 自衛消防組織等 2 自衛消防活動 (1) 通報連絡係 (2) 初期消火係〕を準用するものとする。

第9章 防災教育

1 防災教育の内容

防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

(1) 消防計画について

- (ア) 全従業員が守るべき事項について
- (イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

(2) その他火災予防上必要な事項

2 防災教育の実施方法

- (1) 防災教育については、毎年____月に実施する。
- (2) その他

第 10 章 訓 練

1 訓練の実施時期等

- (1) 訓練の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は次表のとおりとする。

訓練の種別	訓 練 内 容	実 施 時 期	備 考
総合訓練	消火・通報・避難訓練を 連携して行う訓練	____月、____月 ____月、____月	
部分訓練	消火・通報・避難訓練を 個別に行う訓練	____月、____月 ____月、____月	
その他の 訓 練	地震・水災・応急処置等 の訓練	____月、____月 ____月、____月	

- (2) 訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を消防機関に通報する。
- (3) その他

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は_____とし、訓練時における事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

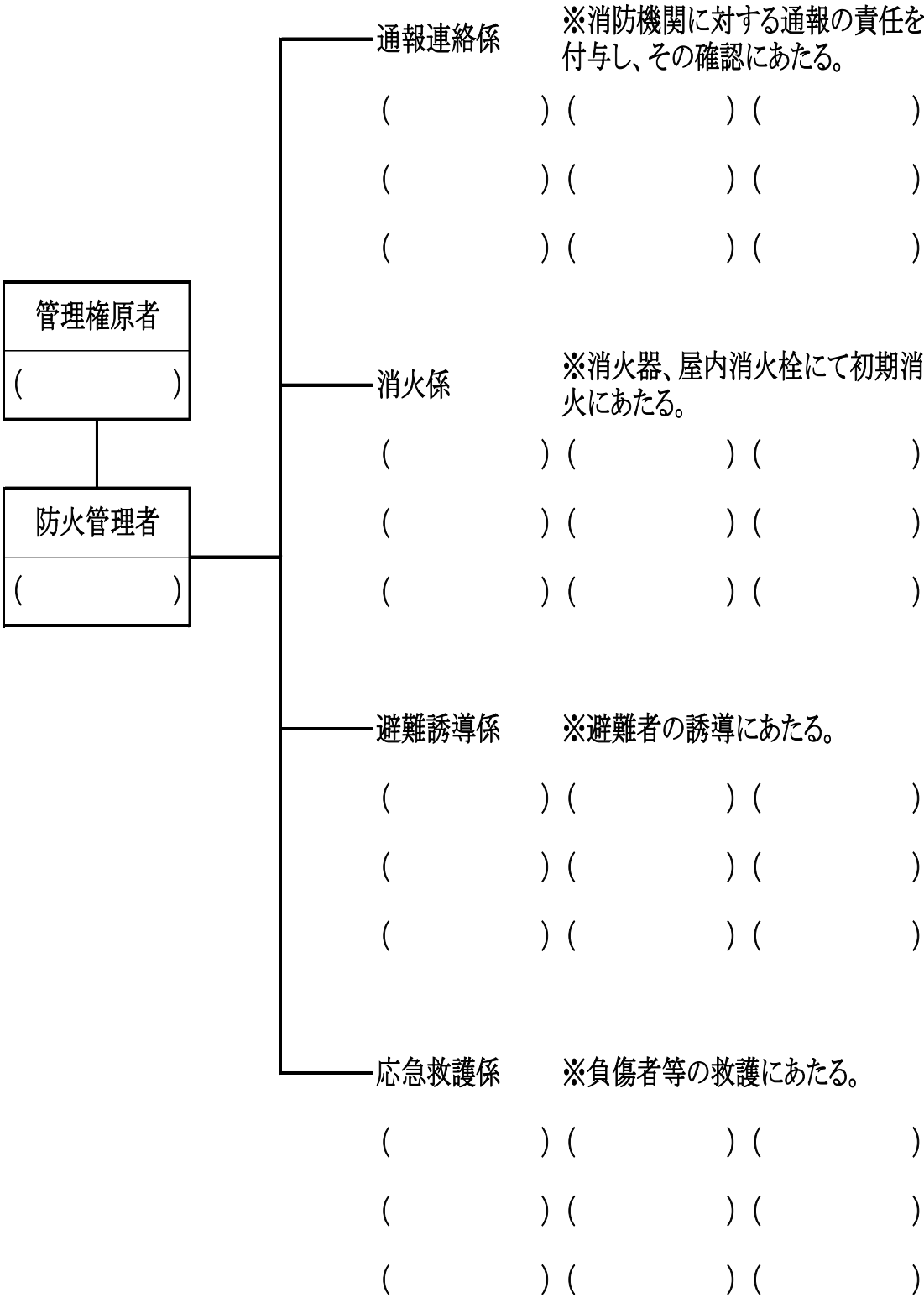
- (1) 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は必ず事前に点検を実施する。
- (2) 訓練実施時において、上記等に異常を認めた場合は、訓練を中止し、必要な措置等を講じること。
- (3) 使用資機材の準備、収納時は十分に安全を確保させる。
- (4) その他

3 訓練の実施結果

防火管理者は訓練終了後に検討会等を実施し、「結果表」等に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

別表 1

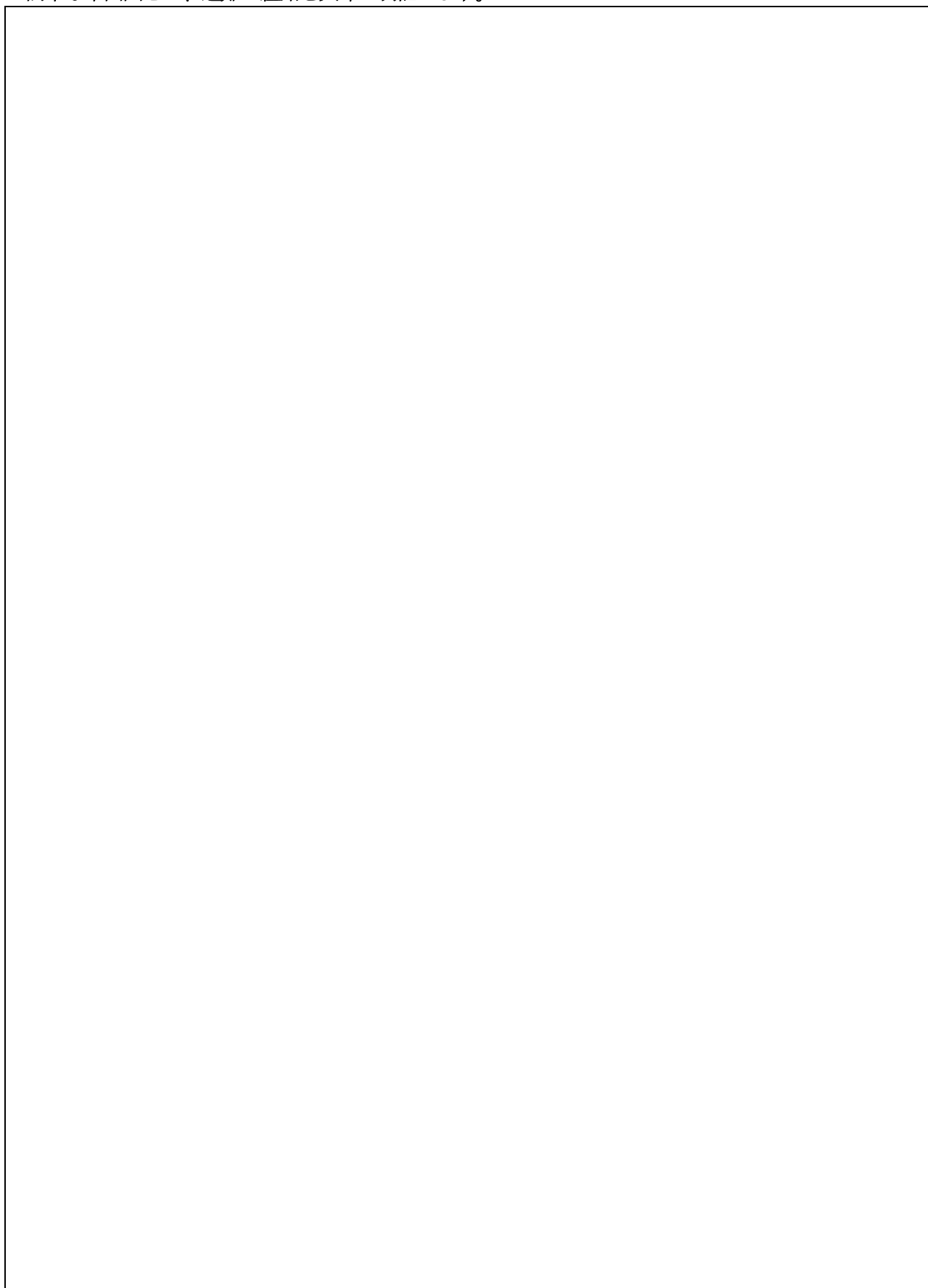
自 衛 消 防 組 織 編 成 表



別表2

避難経路図

簡単な平面図とし、避難の経路を矢印で明記します。



別 紙

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

月

実 施 責 任 者					担 当 区 域			
日	曜 日	実 施 項 目						
		ガス器具 のホース 老化・損 傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気設備 器具の設 置・使用 状況	吸殻の処 理	倉庫等の 施錠確認	終業時の 火気の確 認	その他(共 用部分の 可燃物の 有無等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
						防火管理者確認		

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別 紙

自主検査チェック表（定期）

実 施 項 目		確 認 箇 所	検 査 結 果		
建 物 構 造	(1)基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2)柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3)天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4)窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5)外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6)屋外階段	各構成部材及びその結合部に緩み・ひび割れ・腐食・老朽等はないか。			
	(7)手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8)消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防 火 施 設	(1)外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2)防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を閉めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	(1)廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2)階段	①手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3)避難階の避難口(出入口)	①扉の開放方向は避難上支障はないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1)厨房設備(大型レンジ、フライヤー等)、ガスコンロ、湯沸器	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2)ガスストーブ、石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1)変電設備	①電気主任技術者等の資格を有するものが検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、加振はないか。			
	(2)電気器具	①タコ足の接続を行っているか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1)少量危険物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2)指定可燃物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓(集積)の状況は良いか。			
検 査 実 施 者 氏 名		検 査 実 施 日	検 査 実 施 者 氏 名	検 査 実 施 日	防火管理者確認
構 造 関 係		平成 年 月 日	火気設備器具	平成 年 月 日	
防 火 関 係		平成 年 月 日	電 気 設 備	平成 年 月 日	
避 難 関 係		平成 年 月 日	危険物施設	平成 年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修